

GRIガイドライン 2006 対照表

■プロフィール

| GRI ガイドライン指標       |   | 2011 年度 社会・環境報告媒体 |               |                             |
|--------------------|---|-------------------|---------------|-----------------------------|
|                    |   | Web版              | 社会・環境報告書 2011 | 有価証券報告書                     |
|                    |   | HP項目              | 冊子ページ         | 該当項目                        |
| <b>1.戦略および分析</b>   |   |                   |               |                             |
| 1.1                | 組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明  | トップメッセージ          | 5,6           |                             |
| 1.2                | 主要な影響、リスクおよび機会の説明   | トップメッセージ          | 5,6           | 事業等のリスク                     |
| <b>2.組織のプロフィール</b> |   |                   |               |                             |
| 2.1                | 組織の名称   | 会社概要              | 2             | 表紙                          |
| 2.2                | 主要な、ブランド、製品および／またはサービス  | 会社概要              | 3             | 事業の内容                       |
| 2.3                | 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの、組織の経営構造   | 東洋製罐グループ          | 2             | 事業の内容                       |
| 2.4                | 組織の本社の所在地   | 会社概要              | 2             | 表紙                          |
| 2.5                | 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っているあるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名  | 海外事業拠点<br>海外事務所   | 4             |                             |
| 2.6                | 所有形態の性質および法的形式  | —                 | —             | 関係会社の状況                     |
| 2.7                | 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客／受益者の種類を含む）   | —                 | —             | 事業の内容                       |
| 2.8                | 以下の項目を含む報告組織の規模<br>・従業員数<br>・純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について）<br>・負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について）<br>・提供する製品またはサービスの量      | 財務データ             | 3             | 従業員の状況、<br>主要な経営指標<br>等の推移  |
| 2.9                | 以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更<br>・施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更<br>・株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合） | —                 | —             | 経営上の重要な<br>契約等<br><br>設備の状況 |
| 2.10               | 報告期間中の受賞歴   | 社外からの評価           | —             | —                           |

| 3. 報告要素           |   |                    |     |  |
|-------------------|---|--------------------|-----|--|
| 報告書のプロフィール        |   |                    |     |  |
| 3.1               | 提供する情報の報告期間(会計年度/暦年など)  | 編集方針               | 34  |  |
| 3.2               | 前回の報告書発行日(該当する場合)   | 編集方針               | 34  |  |
| 3.3               | 報告サイクル(年次、半年ごとなど)   | お客さまとのコミュニケーションを強化 | 34  |  |
| 3.4               | 報告書またはその内容に関する質問の窓口   | 編集方針               | 裏表紙 |  |
| 報告書のスコープおよびバウンダリー |   |                    |     |  |
| 3.5               | 報告書の内容を確定するためのプロセス  | 編集方針               | 1   |  |
| 3.6               | 報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施策、共同事業、サプライヤー(供給者)など)   | 編集方針               | 34  |  |
| 3.7               | 報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する  | —                  | —   |  |
| 3.8               | 共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由 | —                  | —   |  |
| 3.9               | 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために提供された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤                        | 編集方針               | 34  |  |
| 3.10              | 以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)        | 該当なし               |     |  |
| 3.11              | 報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更  | 該当なし               |     |  |

| GRI内容索引               |  |              |    |                  |
|-----------------------|--|--------------|----|------------------|
| 3.12                  | 報告書内容の標準開示の所在場所を示す表  | 本表           | —  |                  |
| 保証                    |  |              |    |                  |
|                       | 報告書内の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する | —            | —  |                  |
| 4. ガバナンス、コミットメントおよび参画 |  |              |    |                  |
| ガバナンス                 |  |              |    |                  |
| 4.1                   | 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構築)   | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.2                   | 最高統治機関の長が執行委員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す)                                 | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.3                   | 単一理事会構造を持つて有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する  | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.4                   | 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム  | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.5                   | 最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係                          | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.6                   | 最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス  | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.7                   | 経済、環境、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス   | コーポレート・ガバナンス | 15 | コーポレート・ガバナンスの状況等 |
| 4.8                   | 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則                         | —            | —  |                  |

|                     |   |          |                                |  |
|---------------------|---|----------|--------------------------------|--|
| 4.9                 | 組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む | —        | —                              |  |
| 4.10                | 最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス   | —        | —                              |  |
| 外部のイニシアティブへのコミットメント |   |          |                                |  |
| 4.11                | 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうかおよびその方法はどのようなものかについての説明   | —        | —                              |  |
| 4.12                | 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織の同意または受諾するその他のイニシアティブ  | —        | —                              |  |
| 4.13                | (企業団体などの)団体および／または国内外の提言機関における会員資格  | —        | —                              |  |
| ステークホルダー参画          |   |          |                                |  |
| 4.14                | 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト  | 社会とのかかわり | 20                             |  |
| 4.15                | 参画してもらふステークホルダーの特定および選定の基準  | 社会とのかかわり | 20                             |  |
| 4.16                | 種類ごとあるいはステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参加へのアプローチ   | 社会とのかかわり | 社会・環境報告書アンケート用紙(挟み込み)<br>20、21 |  |
| 4.17                | その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか                                    | —        | —                              |  |

■経済

| 項目  | 中核指標 | 指標  | 2011年度の報告媒体    |               |         |
|-----|------|---|----------------|---------------|---------|
|     |      |   | Web版           | 社会・環境報告書 2011 | 有価証券報告書 |
|     |      |   | HP項目           | 冊子ページ         | 該当項目    |
| EC  | —    | マネジメント・アプローチの開示   | 財務ハイライト、中期経営計画 | 16            |         |
| EC1 | ○    | 収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出したおよび分配した直接的な経済的価値 | 財務ハイライト        | 16            | 経理の状況   |
| EC2 | ○    | 気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会  | —              | —             |         |
| EC3 | ○    | 確定給付(福利厚生)制度の組織負担の範囲  | —              | —             |         |
| EC4 | ○    | 政府から受けた相当の財務的支援   | —              | —             |         |
| EC5 | —    | 主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅   | —              | —             |         |
| EC6 | ○    | 主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合  | —              | —             |         |
| EC7 | ○    | 現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合   | —              | —             |         |
| EC8 | ○    | 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響                         | —              | —             |         |
| EC9 | —    | 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述  | —              | —             |         |

■環境

| 項目   | 中核指標 | 指標  | 2011年度の報告媒体             |               |         |
|------|------|---|-------------------------|---------------|---------|
|      |      |   | Web版                    | 社会・環境報告書 2011 | 有価証券報告書 |
|      |      |   | HP項目                    | 冊子ページ         | 該当項目    |
| EN   | —    | マネジメント・アプローチの開示   | 環境経営、環境目標               | 22、25-26      |         |
| EN1  | ○    | 使用原材料の重量または量  | 物質フロー、グループ・各事業所における環境負荷 | 27            |         |
| EN.2 | ○    | リサイクル由来の使用原材料の割合  | —                       | —             |         |
| EN3  | ○    | 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量  | 物質フロー                   | 27            |         |
| EN4  | ○    | 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量  | —                       | —             |         |
| EN5  | —    | 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量  | CO <sub>2</sub> 削減の取り組み | 28            |         |
| EN6  | —    | エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための優先取り組みおよび、これらの優先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量 | CO <sub>2</sub> 削減の取り組み | 28            |         |
|      |      |   | 電気・水・燃料の使用量             | 27            |         |
| EN7  | —    | 間接的エネルギー消費量削減のための優先取り組みと達成された削減量  | —                       | —             |         |
| EN8  | ○    | 水源からの総取水量   | —                       | —             |         |
| EN9  | —    | 取水によって著しい影響を受ける水源   | —                       | —             |         |
| EN10 | —    | 水のリサイクルおよび再利用が総使用水量に占める割合   | —                       | —             |         |
| EN11 | ○    | 保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積                | —                       | —             |         |
| EN12 | ○    | 保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明                          | 社会とのかかわり                | 21            |         |
| EN13 | —    | 保護または復元されている生息地   | —                       | —             |         |
| EN14 | —    | 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画   | 社会とのかかわり                | 21            |         |
| EN15 | —    | 事業によって影響を受ける地区内の生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数絶滅危険性のレベルごとに分類する    | —                       |               |         |

|      |   |  |                         |       |  |
|------|---|--|-------------------------|-------|--|
| EN16 | ○ | 重量で表記する、直接および間接的な温室効果ガスの総排出量   | CO <sub>2</sub> 削減の取り組み | 28    |  |
| EN17 | ○ | 重量で表記する、その他の関連ある間接的な温室効果ガスの総排出量  | —                       | —     |  |
| EN18 | — | 温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量   | CO <sub>2</sub> 削減の取り組み | 28    |  |
| EN19 | ○ | 重量で表記する、オゾン層破壊物質の排出量   | —                       | —     |  |
| EN20 | ○ | 種類別および重量で表記するNO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> およびその他の著しい影響を及ぼす排気物質     | —                       | —     |  |
| EN21 | ○ | 水質および放出先ごとの総排水量  | —                       | —     |  |
| EN22 | ○ | 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量  | 廃棄物の削減と有効利用             | 27-28 |  |
| EN23 | ○ | 著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量  | —                       | —     |  |
| EN24 | — | バーゼル条約付属文書 I、II、IIIおよびIVの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量および国際輸送された廃棄物の割合 | 該当なし                    | 該当なし  |  |
| EN25 | — | 報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所およびそれに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を特定する    | —                       | —     |  |
| EN26 | — | 製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと、影響削減の程度                                     | 容器包装リサイクル法              | —     |  |
|      |   |  | 容器の3Rへの取り組み、環境を考えた製品    | —     |  |
| EN27 | — | カテゴリ別の、再生利用される販売製品およびその梱包材の割合  | —                       | —     |  |
| EN28 | ○ | 環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数                                    | 環境にかかわる訴訟、罰金、科料         | —     |  |
| EN29 | — | 組織の業務に使用される製品、その他物品および原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響                   | —                       | —     |  |
| EN30 | — | 種類別の環境保護目的の総支出および投資  | 環境会計                    | —     |  |

■労働とディーセント・ワーク(公正な労働条件)

| 項目   | 中核指標 | 指標   | 2011年度の報告媒体     |               |         |
|------|------|--|-----------------|---------------|---------|
|      |      |  | Web版            | 社会・環境報告書 2011 | 有価証券報告書 |
|      |      |  | HP項目            | 冊子ページ         | 該当項目    |
| LA   | —    | マネジメント・アプローチの開示  | 人事の基本的な考え方、人材育成 | 18            |         |
|      |      |  | —               | —             |         |
| LA1  | ○    | 雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力  | —               | —             | 関係会社の状況 |
| LA2  | ○    | 従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳   | —               | —             |         |
| LA3  | ○    | 主要な業務ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが正社員には提供される福利                                | —               | —             |         |
| LA4  | ○    | 団体交渉協定の対象となる従業員の割合   | —               | —             | 従業員の状況  |
| LA5  | ○    | 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間  | —               | —             |         |
| LA6  | —    | 労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合                        | —               |               |         |
| LA7  | ○    | 地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数   | —               |               |         |
| LA8  | ○    | 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム | —               | —             | —       |
| LA9  | ○    | 労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ  | —               | —             |         |
| LA10 | ○    | 従業員のカテゴリー別の、従業員あたり年間平均研修時間   | —               | —             |         |
| LA11 | —    | 従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム                           | —               | —             |         |
| LA12 | —    | 定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合  | —               | —             |         |
| LA13 | ○    | 性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳             | —               | —             |         |
| LA14 | ○    | 従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比   | —               | —             |         |

■人権

| 項目  | 中核<br>指標 | 指標  | 2011年度の報告媒体 |                   |             |
|-----|----------|---|-------------|-------------------|-------------|
|     |          |   | Web版        | 社会・環境<br>報告書 2011 | 有価証券<br>報告書 |
|     |          |   | HP項目        | 冊子ページ             | 該当項目        |
| HR  | —        | マネジメント・アプローチの開示   | —           | —                 |             |
| HR1 | ○        | 人権条項を含むあるいは人権についての適正審査を受けた、重大な投資協定の割合とその総数                    | —           | —                 |             |
| HR2 | ○        | 人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）および請負業者の割合と取られた措置。                 | —           | —                 |             |
| HR3 | —        | 研修を受けた従業員の割合も含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間          | —           | —                 |             |
| HR4 | ○        | 差別事項の総件数と取られた措置   | —           | —                 |             |
| HR5 | ○        | 結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置 | —           | —                 |             |
| HR6 | ○        | 児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策               | —           | —                 |             |
| HR7 | ○        | 強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策               | —           | —                 |             |
| HR8 | —        | 業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合                     | —           | —                 |             |
| HR9 | —        | 先住民の権利に関係する違反事例の総件数と、取られた措置                                   | —           | —                 |             |

■社会

| 項目  | 中核<br>指標 | 指標  | 2011年度の報告媒体 |                   |             |
|-----|----------|---|-------------|-------------------|-------------|
|     |          |   | Web版        | 社会・環境<br>報告書 2011 | 有価証券<br>報告書 |
|     |          |   | HP項目        | 冊子ページ             | 該当項目        |
| S0  | —        | マネジメント・アプローチの開示   | コンプライアンス    |                   | 対処すべき課題     |
| S01 | ○        | 参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性 | —           | —                 |             |
| S02 | ○        | 不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数                                       |             |                   |             |
| S03 | ○        | 組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合                                   | コンプライアンス    | 16                | 対処すべき課題     |
| S04 | ○        | 不正行為事例に対応してとられた措置   | —           | —                 |             |
| S05 | ○        | 公共政策の位置づけおよび公共政策開発への参加およびロビー活動                                      | —           | —                 |             |
| S06 | —        | 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額                                    | —           | —                 |             |
| S07 | —        | 非競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果                           | —           | —                 |             |
| S08 | ○        | 法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数                                   | —           | —                 |             |

■製品責任

| 項目  | 中核<br>指標 | 指標   | 2011年度の報告媒体           |                   |             |
|-----|----------|--|-----------------------|-------------------|-------------|
|     |          |  | Web版                  | 社会・環境<br>報告書 2011 | 有価証券<br>報告書 |
|     |          |  | HP項目                  | 冊子ページ             | 該当項目        |
| PR  | —        | マネジメント・アプローチの開示  | 品質保証体制、<br>容器に求められる品質 | 19                |             |
| PR1 | ○        | 製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合 | —                     | —                 |             |
| PR2 | —        | 製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載   | 容器に求められる品質            | 19-20             |             |
| PR3 | ○        | 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類とこのような情報要求の対象となる主要な製品およびサービスの割合                             | 容器に求められる品質            | 20                |             |
| PR4 | —        | 製品およびサービスの情報ならびにラベリングに関する規制および自主規制に対する違反の件数を結果別に記載                                       | —                     | —                 |             |
| PR5 |          | 顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行   | —                     | —                 |             |
| PR6 |          | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム                             | —                     | —                 |             |
| PR7 |          | 広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載                            | —                     | —                 |             |
| PR8 |          | 顧客のプライバシー侵害および顧客のデータの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数  | —                     | —                 |             |
| PR9 |          | 製品およびサービスの提供および使用に関する法律の違反に対する相当の罰金の金額   | —                     | —                 |             |